

## 周南市永源山公園に関するネーミングライツ契約書 (案)

周南市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、永源山公園に係る愛称の命名権(以下「ネーミングライツ」という。)を乙に付与することに関し、次のとおり契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 甲は、永源山公園について、安定的な維持管理を行うとともに、利用者に対して提供するサービス向上を図るための財源とするため、乙に対しネーミングライツを付与する。

### (ネーミングライツの内容)

第2条 甲と乙とは、永源山公園の愛称を「〇〇〇〇」(以下「本愛称」という。)とすることに合意する。

- 2 本愛称に略称が必要な場合は、甲乙の協議により別途定めるものとする。
- 3 本愛称に係るロゴ及びマーク(以下「ロゴ等」という。)を定める場合は、乙が作成し、書面にて甲の承認を得るものとする。
- 4 本愛称及びロゴ等の変更は、原則、できないものとする。
- 5 本愛称及びロゴ等に係る商標権、意匠権等の知的財産権は、乙に帰属するものとし、乙が当該知的財産権を管理する。
- 6 甲は、本愛称及びロゴ等を無償で使用することができる。
- 7 甲は、乙に協力して本愛称及びロゴ等が定着するよう努めるものとする。ただし、必要に応じて、正式名称である永源山公園と本愛称及びロゴ等の併用等の対策を講じるものとする。
- 8 甲は、前項の目的の範囲内で甲が指定し、乙が事前に承認した団体に本愛称及びロゴ等を無償で使用させができるものとする。

### (契約期間)

第3条 契約期間は次のとおりとする。

契約締結日から令和13年3月31日まで

2 契約期間の内、準備期間及び愛称の使用期間は次のとおりとする。

準備期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

使用期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### (契約金額及び納入)

第4条 ネーミングライツの対価は、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額金〇,〇〇〇,〇〇〇円)とし、乙は、甲の発行する納入通知書により、下表のとおり、納入するものとする。

	金額	納付期限
第1期(令和8年4月1日から 令和9年3月31日分)	円	令和8年5月31日
第2期(令和9年4月1日から 令和10年3月31日分)	円	令和9年5月31日
第3期(令和10年4月1日から 令和11年3月31日分)	円	令和10年5月31日
第4期(令和11年4月1日から 令和12年3月31日分)	円	令和11年5月31日
第5期(令和12年4月1日から 令和13年3月31日分)	円	令和12年5月31日

- 2 乙は、前項に定める納入期限までに同項に規定する額を甲に納入しないときは、納入期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(愛称及びロゴ等の使用)

第6条 本愛称及びロゴ等を使用できる期間は、第3条第2項に規定する愛称の使用期間とする。ただし、同項に規定する使用準備期間中における看板の製作又は設置、広告宣伝物への掲出、マスメディアの対応を含む広報活動等必要最小限の範囲において、本愛称及びロゴ等を使用できるものとする。

(ネーミングライツの特典)

第7条 甲は、次に掲げる事項をネーミングライツに付随する権利(以下「特典」という。)として付するものとし、乙は、これを享受するものとする。

- (1) 永源山公園における本愛称及びロゴ等の看板等の設置
- (2) 甲又は永源山公園の指定管理者と協議・調整のうえ、永源山公園において年に数回イベントや催し物を開催できる権利

2 特典の実施に係る費用は、乙の負担とする。

3 特典の対価は、第4条第1項に定める対価に含まれるものとする。

(既設看板の修正)

第8条 乙は、永源山公園内にある施設名称に係る既設看板の表示を修正することができる。ただし、事前に甲の承認を得るものとし、乙の負担により行うものとする。

(本愛称及びロゴ等の表示の制限)

第9条 甲は、永源山公園で開催される興行等において、当該興行等の主催者から本愛称及

びロゴ等の隠蔽を求められた場合又は当該興行等の演出等によりロゴ等が露出しないこととなる場合、原則として掲出を継続するよう主催者に働きかけるものとする。

- 2 前項の場合において、当該興行等の公共性及び公益性が著しく高く、本愛称及びロゴ等の一時的な隠蔽が求められる場合は、甲乙で協議するものとする。

#### (権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、転貸し、使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

#### (契約の解除等)

第11条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。

- 2 甲又は乙は、相手方の違法行為、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他相手方の責めに帰すべき事由により、相手方の社会的信用が失墜したと客観的に認められたときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙は、相手方が本契約の継続につき、信義に反する行為をし、改善の催告にかかるわらず、30日以内にこれを改善しない場合、この契約を解除できるものとする。

#### (既に納入した対価の不返還)

第12条 前条第1項、第2項及び第3項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、第4条の規定により納入された当該年度分の対価は、返還しないものとする。

#### (損害の賠償)

第13条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しなかったために相手方に対して損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲及び乙は、第11条第1項、第2項及び第3項の契約解除の原因者となり相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前条の規定が前2項の損害賠償の妨げになるものではないことを確認する。

#### (契約更新)

第14条 乙は、契約期間満了日の12か月前から、契約更新の希望の有無について甲に意思を通知できることとします。

- 2 更新する契約条件については、原則、更新前の契約条件を基準とし、変更できないものとする。ただし、経済状況の変化、指定管理を含む永源山公園の管理状況、災害又は疫病の発生状況等を考慮し、甲と乙が協議のうえ、合意した場合はこの限りではない。
- 3 甲及び乙は、契約期間満了の6か月前までに契約更新についての合意を図るものとする。
- 4 前項の合意があった場合、契約期間が終了するまでに更新のための新たな契約を締結するものとする。なお、乙は、契約の更新に合わせ、設置した看板等の占用等に係る許可等についても更新の手続きを行うものとする。

(原状回復)

第15条 乙は、契約が満了するときは、乙の負担によって、契約の期間の満了までに、看板等の撤去等を行い、契約前の状態に回復する(以下「原状回復」という。)ものとする。ただし、契約が更新された場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の指定期日までに原状回復しないときは、甲が原状回復し、その費用の全額を乙に請求することをあらかじめ承諾する。

3 前項の規定にかかわらず、甲が原因者となり、第11条第1項、第2項及び第3項の規定により契約が解除されたときは、甲の負担によって、原状回復するものとする。

(重要な事情変更)

第16条 甲及び乙は、この契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、周南市を管轄区域とする山口地方裁判所周南支部とする。

(疑義の解釈)

第18条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度甲乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 周南市

周南市長 藤井律子印

乙

印